

〔条例等の制定〕

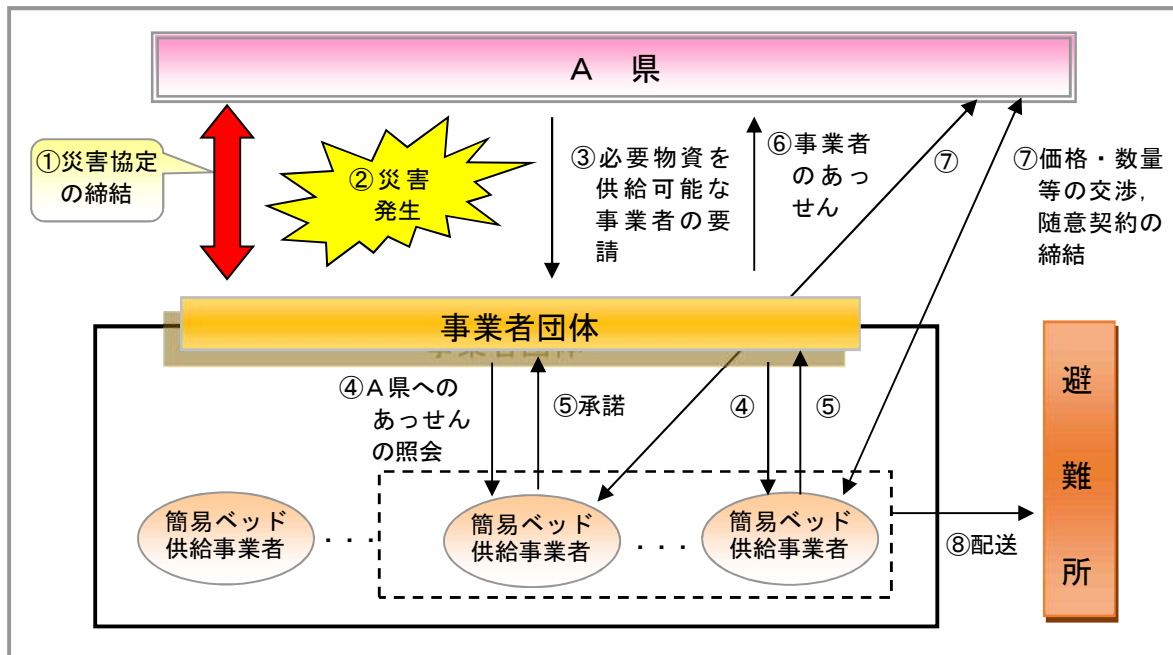
(災害対策①)

1 事業者団体との間で締結する物資供給に係る災害協定について

災害発生時の簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体からあつせんされた事業者と個別交渉の上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体と締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

1 相談の要旨

- (1) A県では、災害発生時の必要物資の円滑な調達を目的に、災害発生時に県が指定する避難所に設置する簡易ベッドの調達について、県内の簡易ベッドの供給事業者によって構成される事業者団体との間で、災害協定を締結することを検討している。
- (2) 本災害協定においては、簡易ベッドの供給事業者の決定について、そこに至る方法を含め、次のとおり規定することを検討しているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。
 - ア 災害対策基本法が規定する災害が発生した場合に、災害協定に基づき、A県は、事業者団体に対して、県が指定する避難所ごとに必要な簡易ベッドの数量を伝達し、避難所ごとに供給可能な事業者のあつせんを要請する。
 - イ 事業者団体は、構成事業者の中から、供給先となる避難所から構成事業者の事業所までの距離が最も近い者であって必要な供給能力を有する者を、当該構成事業者の承諾を得た上で、県にあつせんする。あつせんした構成事業者の供給能力を超える数量が必要とされる場合には、避難所からの距離が次に近い者から順に、必要数量に達するまで、あつせんする。
 - ウ A県は、あつせんされた事業者との間で個別に供給価格や数量等を交渉の上、随意契約を締結する。
- (3) A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても、必要に応じて、簡易ベッドの供給を要請することとしている。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、災害発生時の必要物資の円滑な調達を目的に、各避難所に設置する簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が事業者団体との間で締結する災害協定において、構成事業者の中から事業者団体があつせんした者との間で個別に価格等の交渉を行った上で随意契約を締結する旨を規定するものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように調達を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、その調達に係るルールの策定も含め、当該行政機関の判断に委ねられている。

一方で、事業者団体の活動において、事業者団体が、構成事業者が供給する価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、構成事業者間で受注を配分し、事業者団体への加入を不当に制限し、又は事業者団体においてある事業者を不当に差別的に取り扱うほか、構成事業者が、構成事業者間において提供する役務の価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、又は受注を配分するなどにより、事業者間の競争を制限し、又は阻害するおそれがある場合には、当該事業者団体又は構成事業者による行為は、独占禁止法上問題となるおそれがあり（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号及び第5号、同第19条〔一般指定第5項〕等）、それが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。

(3) A県が、本協定において簡易ベッドの供給事業者の決定方法をどのように規定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、法令に則った上でのA県の判断に委ねられている。

その上で、本協定においては、A県による簡易ベッドの供給事業者の決定は随意契約の方法によるとしているが、その過程において、A県は、随意契約の相手方となり得る事業者について事業者団体から適当な構成事業者のあっせんを受けるとされているところ、事業者団体によるあっせん者の決定は、供給先となる避難所からの距離という客観的な基準によって行われる上、あっせんされた者とA県との間においては、個別に供給価格や数量等の交渉が行われ、条件が合致した場合に随意契約が締結されるものであることに加え、A県は、事業者団体に加盟していない事業者に対しても必要に応じて供給を要請することとしている。これらのことからすれば、本協定における供給事業者の決定方法について、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、例えば、収集した構成事業者の個々の供給能力等の情報について、他の構成事業者に提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないよう留意する必要がある。また、当該事業者団体が、その構成事業者が供給する価格を決定¹⁸し、供給する商品の数量を制限し、構成事業者間で受注を配分し、当該事業者団体への加入を不当に制限し、又は当該事業者団体において特定の事業者を不当に差別的に取り扱うなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該事業者団体の行為は独占禁止法上問題となるおそれがあり、また、その構成事業者間において、提供する役務の価格を決定し、供給する商品の数量を制限し、又は受注を配分するなどにより、事業者間の競争を制限するなどの場合には、当該構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある。

3 結論

災害発生時に避難所に設置する簡易ベッドの供給事業者の決定に関して、県が、事業者団体が構成事業者の中からあっせんした事業者との間で、個別に価格・数量等を交渉した上で随意契約を締結する旨を県が事業者団体との間で締結する災害協定において規定することは、独占禁止法との関係で問題とはならない。

¹⁸ 「決定」とは、明示的に決定し、又は合意することだけをいうのではなく、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることも含まれる。

【参考】 公正取引委員会事務総局は、東日本大震災の発生を受けて、平成 23 年 3 月 18 日、「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」¹⁹を公表している。その内容は以下のとおり。

今回の地震は前例のない大規模なものであり、その被害は広範囲に及び、被災地は必要な様々な物資が供給されにくい困難な状況に置かれています。

このような緊急の状況に対処し、被災地に円滑に物資を供給するため、関係事業者が共同して、又は関係団体において、配送ルートや配送を担当する事業者について調整することは、(1)被災地に救援物資を円滑に輸送するという社会公共的な目的に基づくものであり、(2)物資の不足が深刻な期間において実施されるものであって、かつ、(3)特定の事業者に対して差別的に行われるようなおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題となるものではありません。

また、公正取引委員会は、「震災等緊急時における取組に係る想定事例集」²⁰（平成24年3月）を公表しているので、必要に応じて参照いただきたい。

¹⁹ 「被災地への救援物資配送に関する業界での調整について」（平成23年3月18日）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/110318busshi.html>

²⁰ https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/index_files/souteijirei.pdf